

2023年度第11回YFA 0-60サッカーリーグ要項

1. 目的 シニア年代全ての選手が生涯スポーツとしてサッカーを競技できる環境を整備・構築し、更なるサッカーファミリーの拡大を目的とする。
2. 名称 2023年度第11回YFA 0-60サッカーリーグ
(以下 0-60リーグという)
3. 主催 (一社) 山口県サッカー協会 (以下 県協会という)
4. 主管 (一社) 山口県サッカー協会 シニア委員会 (以下、シニア委員会という)
5. 期間 2023年4月～2024年3月
6. 運営
 - (1) 日程、会場、運営担当チーム等の実務的な試合運営は、シニア運営委員会で決定する。
 - (2) 試合日の変更は原則として認めない。ただし、運営委員長が天候・天災等により実施が困難と判断した場合は、シニア委員長に報告の上、予備日程を含め順次、日程を繰り下げることにする。
なお、予備日程を超える繰り下げが生じた場合には、各チーム代表者と協議の上、決定する。
その他やむを得ない事情があると判断した場合に限り許可する場合がある。なお、変更申し出るチームは1か月前までにシニア委員長および運営委員長へ報告すること。(厳守)
 - (3) 感染症等の流行に係る不測の事態が発生した場合は、「山口県」及び「山口県サッカー協会」の基準に従い、それ以降のリーグ運営についてはシニア委員会及び運営委員会等で協議し、決定する。
7. 参加資格
 - (1) 県協会に「シニア」種別で加盟登録したチームであること。単独、合同、補充のうちいずれの方法でも編成できる。
 - (2) 選手は県協会に登録が完了した、1964年(昭和39年)4月1日までに生まれた選手であり、エントリー表にて届け出がされていること。
 - (3) 登録チーム名と異なる同リーグのチームから選手をエントリーする場合は、混乱を避ける為事前にシニア委員長及び運営委員長にその旨を申し出ること。
 - (4) 参加申込み手続きを令和5年3月31日(水)までに行うこと。
 - (5) エントリーの追加は随時受け付ける。
*追加登録選手の試合出場は、シニア委員長及び運営委員長への連絡後、1週間後からの出場を認める。

※ 選手の確認を行うので、電子選手証または、登録選手一覧を出力した用紙を持参すること。いずれも写真の貼付が必要。(写真の免許証等での代用及びスマートフォンやタブレット等での登録証の表示は不可) 不携帯の選手は、当該試合への出場を認めない。

 - (6) 公認審判員3名以上を有するチームであること。
 - (7) 0-60リーグ要項を遵守するチームと選手であること。
8. 競技規定
 - (1) キックオフ時に8名に満たない状況が発生した場合、当該チームを不戦敗とする。
 - (2) 選手交代は競技開始前までに登録した最大14名の交代要員の中から、審判の許可を得て交代することができる。交代していったん退いた競技者が交代要員となって再び出場できる。
 - (3) ベンチに入ることのできる人数は、交代要員最大14名、チーム役員5名とし、メンバー提出用紙にて特定する。
 - (4) 主審により退場を命じられた選手および退席を命じられた役員は、自動的に次の0-60リーグ1試合を出場停止とする。その後の処分は県協会の規律・フェアプレー委員会が最終裁定を下す。
 - (5) 警告による退場処分
 - ① 本大会で警告が2回となった選手は、次の0-60リーグ1試合の出場停止処分を受ける。
 - ② 同一試合で警告が2回となった選手は、次の0-60リーグ1試合の出場停止処分を受ける。
 - ③ 上記①、②における警告は、試合出場停止により処分されたものとし、累積されない。
 - ④ 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、0-60リーグ終了時をもって効力を失う。
 - (6) 未登録または二重登録などの不正選手が出場(未遂を含む)していた場合、それが判明した時点で

試合を打ち切り、当該チームについては不戦敗扱いとする。なお、既に行われた試合については、前述の取扱いを原則として可能な限り遡って適用する（この場合において、既に獲得された得失点差の方が大きい時には、大きい方を有効とする）。また、この該当チーム・選手等の懲罰についてはシニア規律委員会にて審議のうえ裁決される。

(7) シーズン途中での同リーグ内チーム移籍について

基本的に自由とし制限は設けない。ただしチーム強化等の意図的な補強移籍は認めないこととする。前チームで対戦したチーム（出場の有無にかかわらず）とは、新チームでの出場は認めない。上記に反した場合は、8. 競技規定の (6) と同様の扱いとする。

(8) その他、本大会における規律・懲罰に関するものは、(公財) 日本サッカー協会の規律委員会「規約・規程」に従うものとする。

9. リーグ編成 一回戦総当たり後、上位・下位グループに分け順位決定戦を行う。

10. 試合時間 40分ゲームとし、延長戦等は行わない。

11. 順位決定 順位の決定方法は下記とする。

①勝点の多いチームを上位とする。

勝：3点 引き分け：1点 負：0点 不戦勝の勝点：3点 不戦負の勝点：-3点

②勝点と同じ場合は得失点差の多いチームを上位とする。

不戦勝の得点：3点 不戦負の得点：0点

③得失点差が同じ場合は総得点の多いチームを上位とする。

12. 競技規則 「サッカー競技規則 2022/23」による。

13. 審判員

(1) 審判員は有資格者による担当チームの審判とする。(審判員は審判証を持参すること。)

(2) 審判員は審判服を必ず着用すること。(シャツ、ショーツ、ソックス、ワッペン等)

14. ユニフォーム (JFA 推奨ユニフォーム運用緩和の適用)

(1) F PおよびG Kは審判員と類似 (黒、紺等) のユニフォームを用いることはできない。

(2) ユニフォームとはシャツ、ショーツ、ソックスが1セットである。

(3) 本競技会に登録した1着以上のユニフォーム (シャツ、ショーツ及びソックス) を試合会場に持参し、着用しなければならない。(2着以上の持参が好ましい。)

(4) ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっても、本競技会主催者が認める場合、主たる色が同系色であれば着用することができる (ビブス等も可)。

(5) ゴールキーパーのユニフォームについて、ショーツ、ソックスはフィールドプレーヤーと同系色でも良いものとする。

(6) 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チーム立ち合いのもとに、その試合においていずれのチームがビブス等を着用することを決定する。

(7) ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。

(8) アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。(ゴールキーパーはユニフォームと同色も可とする)

(9) アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。(ゴールキーパーはユニフォームと同色も可とする)

(10) ユニフォームの色を変更する場合は、エントリー追加・変更届により運営委員長へ届け出ること。

(11) ユニフォームに第三者のための広告を希望するチームは、県協会へ申請し日本サッカー協会の承認を得なければならない。

15. 参加料 1チーム 22,000円(消費税含む)とする。

16. 申込み手続き

(1) エントリー表をエクセルデータにてメールで提出する。(エントリー追加届も同様。)

ファイル名および、メールの件名を「チーム名」とし、提出先は以下へ送信すること。

manzu6922@yahoo.co.jp (シニア委員会 松並 正寛)

(2) プライバシーポリシー同意書は郵送すること。

〒753-0048 山口市駅通り 2-7-18 トウヨビル203

(一社) 山口県サッカー協会 Tel. 083-920-5700

(3) 参加料 22,000 円は下記口座への振込とする。

山口銀行山口支店 普通預金 5088097

【口座名義】(一社) 山口県サッカー協会 シニア 会長 小林 訓二

(4) 手続きの期限 上記(1)、(2)、(3)を、令和5年3月31日(水)までに行うこと。

17. その他

- (1) メンバー提出用紙及び、選手証は試合開始 15 分前までに本部に提出すること。(時間厳守)
- (2) 大会期間中の負傷及び、事故の処理は当該チームが負うものとし、スポーツ傷害保険等に加入することが望ましい。
- (3) 試合球は各試合会場担当チームで準備する。
- (4) 選手証は写真を貼付して有効となる。
- (5) 代表者会議開催については、参加申込みチームへ連絡する。
- (6) 順位による大会出場権について
 - ①2023 年度第 11 回 YFA 0-60 サッカーリーグにおける優勝チームは、JFA 第 23 回全日本 0-60 サッカー大会 2024 年度中国地域予選会への出場権を与える。
 - ②2023 年度第 11 回 YFA 0-60 サッカーリーグにおける第 2 位チームは、2024 年に開催される中国シニア交流会への出場権を与える。
 - ③全国健康福祉祭(ねんりんピック)の出場権は輪番制とし毎年度リーグ終了時に、その出場チームを参加チーム相互に確認する。山口ダックス 60→山口 60 雀→BD→下関レジェンド 60→周防シニア 60→カバジェロス岩国 60 (以降繰り返し)

18. シニア委員会及び規律委員会

- (1) シニア委員会役員の任期は 2 年とする。
- (2) 本リーグは、日本サッカー協会が定める懲罰規定に基づき本リーグに係る懲罰問題を処理するため、YFA シニアサッカーリーグ規律委員会を設置する。なお、6 ヶ月以上の出場停止処分等の重い懲罰については日本サッカー協会規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。規律委員の任命はシニア委員長がおこなうものとし、任期は 2 年とする。

シニア委員会委員長	: 水戸 寛之	TEL 080-6303-4402
シニア委員会副委員長	: 吉武 英二	TEL 090-1330-3485
シニア委員会副委員長	: 渡邊 英樹	TEL 090-9737-4505
シニア委員会特任理事	: 松並 正寛	TEL 090-8993-4073
シニア委員会審判委員長	: 上杉 二郎	TEL 090-7542-9695
シニア委員会 0-60 運営委員長	: 藤原 徳行	TEL 090-6419-7035

2023年度第11回YFA 0-60 サッカーリーグ注意事項

1. 会議

0-60 リーグ参加チームは代表者会議にて、競技委員の選出、組合せ、日程調整、報告・連絡等のリーグに関する事項の打合せを行う。

また必要に応じて代表者会議を開催できるものとする。代表者会議には各チーム責任者を出席させなければならない。

欠席、代理や通達未確認により生じた問題については、全てそのチームが責任を負う。委員会の責による以外の後日の問合せには一切答えない。

原則シニア委員会への要望、依頼事項（試合日変更等については1か月前まで）はシニア委員会へ通知する。各チームへの通達はメール・LINE等の手段をもって行う。

2. グランド担当及び責任者

グラウンド担当は、指名されたチームの登録者選手が必ずその任につき、試合会場の設営・進行撤収等の運営・管理をする。責任者は、競技委員があたる。

*運営担当チームは、運営当日 1 試合日開始の1時間前には会場準備に取り掛かること。

チームから提出されたメンバー提出用紙、選手証、エントリー届をチェックする。確認後、選手証はチームへ返す。メンバー提出用紙は相手チームと審判員へ渡す。

※自分のチームのメンバー表はチームでご用意ください。(統一様式を各カテゴリー運営委員長より配布)

3. 審判員

試合開始 10 分前までに審判服（黒）に着替え、グラウンド担当から、当該試合のメンバー表を受取る。

試合開始 5 分前に選手は各自選手証を持ち整列する。審判員は、選手証、用具の確認を行う。指名された試合の審判を不履行の場合、当該チームのその日の試合は棄権扱いとする。

担当審判員は同カテゴリーもしくは、当該試合のカテゴリーより若い審判員にて行うことが望ましい。

4. 器物破損及び負傷の取扱い

試合中・練習中を問わず場内外の器物に損傷を与えたチームは、当該器物の弁済をすること。

当該チームの責による第三者への損害やグラウンド使用の障害になるような事象が発生した場合、当該チームは損害賠償責任を負う。

負傷発生の場合は、当該チームが行い協会は一切の責任を負わない。

5. その他

プレー再開後に以前の判定に対する審判員への直接の異議申立ては原則として受け付けないものとする。異議がある場合、チーム代表者がグラウンド担当または責任者に申入れを行い、後日シニア委員会にて対応を協議する。これに違反した者は試合会場を出るまで警告の対象とする。

上記以外の不測の事項については、シニア委員会及びシニア規律委員会で協議し決定する。